

「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）等
の一部改正について

平成16年2月18日
日本証券業協会

I 改正の趣旨

昨今の証券業界では、多様な商品・サービスの提供が行われているとともに、インターネット、電子メール等の新たな媒体を利用した広告も積極的に行われているところである。

本協会では、このような状況等に鑑み、「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）等の見直しについて、自主規制委員会の下部機関である『「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング』において検討を行ってきたところであるが、今般、同ワーキングにおける検討結果を踏まえ、「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）及び「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）の一部を別紙1及び別紙2のとおり改正することとする。

II 改正の内容

1. 「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）

(1) 規則の名称

規則の名称を「広告等及び景品類の提供に関する規則」とする。

(2) 広告等の定義

「広告」という用語を「広告等」に変更し、広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）については、「広告等」に該当することを明確化する。また、インターネット、電子メール等を利用して提供する表示及び一の顧客を対象とする表示についても、「広告等」に該当することを明確化する。（第2条第1項、第2項関係）

(3) 基本原則及び禁止行為

- ① 基本原則として、分かりやすい表示に努める旨を規定する。（第3条第1項関係）
- ② 恣意的又は過度に主観的な表示の禁止及び判断、評価等の根拠の明示については、基本原則から禁止行為に移管する。（現行第3条第2項、第3項、第4条第1項関係）

- ③ 第三者に行わせる広告等又は景品類の提供に係る禁止行為の規定について、「対価を与え又は与えることを約束して」という要件を問わず適用することとする。
(第4条第3項関係)

(4) 協会の内部審査等

- ① 協会は、広告等又は景品類の提供を行うときは、協会が任命した広告審査担当者が禁止行為に該当する事実がないかどうかの審査を行うものとする。ただし、適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人又は団体のみを対象として行う広告等については審査を不要とする。(第5条第1項関係)
- ② 広告審査担当者として任命できる者の範囲は、内部管理統括責任者、営業責任者資格試験の合格者、内部管理責任者資格試験の合格者又は本協会が適当であると認めた者とする。(第5条第2項、第3項関係)
- ③ 次の広告等については、審査を省略することができることとする。(第5条第4項)

- イ 営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内
- ロ マクロ経済レポート、業界レポート
- ハ 有価証券の価格等の表示
- ニ 相場状況の表示(事実の表示に限る。)
- ホ 特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの

(5) 広告等の照会等

広告等の照会等に係る規定を削る。(現行第6条関係)

なお、本改正後においても、協会は、その業務として、協会からの広告等及び景品類の提供に関する照会に対し適切に対応する。

(6) 社内管理体制の整備

広告等及び景品類の提供の適正化を図る観点から社内規則を制定し、役職員にこれを遵守させるものとする。(第6条関係)

なお、社内規則については、おって、協会から参考様式(モデル)を提示する予定である。

(7) 違反に対する調査

協会は、本協会からの資料提出の請求又は事情の聴取を求められた場合には、これに応じなければならないことを明示する。(第7条第2項関係)

(8) アナリスト・レポートの取扱い

アナリスト・レポートに係る取扱いについては、本規則の規定に関わらず、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。(第9条関係)

(9) その他

その他、字句の調整等、所要の改正を行う。

2. 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)

「広告及び景品類の提供に関する規則」の改正に伴い、「証券従業員に関する規則」について、所要の改正を行う。(第9条第3項第20号関係)

III 実施の時期

この改正は、平成16年5月1日から施行する。

以 上

「広告及び景品類の提供に関する規則」（公正慣習規則第7号）の一部改正について

平成16年2月18日
(下線部分変更)

新	旧
<u>広告等</u>及び景品類の提供に関する規則 (目 的) 第1条 この規則は、協会員が行う<u>広告等</u>及び景品類の提供に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等及び景品類の提供</u>の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第2条 この規則において<u>広告等</u>とは、<u>広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他のいかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引を誘引する手段として行う表示（口頭による表示を除く。）</u>をいう。	<u>広告</u>及び景品類の提供に関する規則 (目 的) 第1条 この規則は、協会員が行う<u>広告及び景品類の提供</u>(以下「<u>広告等</u>」という。)に関し、その表示、方法及び遵守すべき事項等を定めることにより、<u>広告等</u>の適正化を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。 (定 義) 第2条 この規則において<u>広告</u>とは、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等若しくは外国市場証券先物取引等を誘引する手段として、<u>次の各号に掲げる媒体その他の媒体を使用して行う表示をいう。</u> 1 <u>チラシ、パンフレット、DM等の印刷物</u> 2 <u>自己又はその関係会社である経済研究所等が作成する刊行物（前号に規定するものを除く。）</u> 3 <u>ファクシミリ、パソコン等の通信網を利用した送信</u> 4 <u>ポスター、看板、懸垂幕等の掲出物</u> 5 <u>新聞、雑誌等の刊行物</u> 6 <u>テレビ、ラジオ等による放送</u> 7 <u>映画、スライド、ビデオ又は電光ニュース</u> 8 <u>宣伝用頒布品</u>

新	旧
<u>2 前項に規定する広告等は、次に掲げる表示を含むものとする。</u> <u>1 インターネット、電子メール等を利用して電磁的方法により提供するもの</u> <u>2 一の顧客を対象とするもの</u> <u>3 この規則において、景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの及び「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)に定める経済上の利益をいう。</u> (基本原則) 第3条 協会員は、<u>広告等</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、<u>的確な情報提供及び分かりやすい表示を行うよう努めなければならない。</u> (削 る) (削 る) <u>2 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。</u> (禁止行為) 第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告等</u>を行ってはならない。	(新 設) <u>2 この規則において、景品類とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」(昭和37年公正取引委員会告示第3号)第1項に定めるもの及び「広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法」(昭和46年公正取引委員会告示第34号)に定める経済上の利益をいう。</u> (広告等の基本原則) 第3条 協会員は、<u>広告</u>を行うときは、投資者保護の精神に則り、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、<u>投資者に対する的確な情報を提供することに努めなければならない。</u> <u>2 協会員は、個別の企業又は銘柄の紹介に関する広告を行うときは、恣意的又は過度に主観的な表示は行わないものとする。</u> <u>3 協会員は、個別の企業又は銘柄の紹介に関する広告において自社の判断、評価等が入るときは、その根拠を明示するものとする。</u> <u>4 協会員は、景品類の提供を行うときは、取引の信義則を遵守し、品位の保持を図るとともに、その適正な提供に努めなければならない。</u> (禁止行為) 第4条 協会員は、次の各号の一に該当し又は該当するおそれのある<u>広告</u>を行ってはならない。

新	旧
1 取引の信義則に反するもの。 2 <u>協会員としての品位を損なうもの。</u> 3 <u>証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの。</u> 4 <u>脱法行為を示唆する表示のあるもの。</u> 5 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの。 6 協会員間の公正な競争を妨げるもの。 7 <u>恣意的又は過度に主観的な表示のあるもの。</u> 8 <u>判断、評価等が入る場合において、その根拠を明示しないもの</u> 2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。 3 協会員は、第1項の規定に<u>違反する広告等又は前項の規定に違反する景品類の提供を、直接的であるか間接的であるかを問わず第三者に行わせてはならない。</u>	1 取引の信義則に反するもの<u>又は協会員としての品位を損なうもの。</u> 2 <u>証取法その他の法令等に違反する表示のあるもの又は脱法行為を示唆する表示のあるもの。</u> 3 投資者の投資判断を誤らせる表示のあるもの。 4 協会員間の公正な競争を妨げるもの。 2 協会員は、顧客に対して景品類の提供を行うときは、不当景品類及び不当表示防止法その他の法令等に違反する又はそのおそれのある景品類の提供を行ってはならない。 3 協会員は、<u>直接的であるか間接的であるかを問わず、他の者に対価を与え又は与えることを約束して第1項の規定に該当する広告又は前項の規定に該当する景品類の提供を行わせてはならない。</u>
(協会員の内部審査等) 第5条 <u>協会員は、広告等又は景品類の提供を行うときは、広告等又は景品類の提供の審査を行う担当者（以下「広告審査担当者」という。）を任命し、第4条の規定に違反する事実がないかどうかを広告審査担当者に審査させなければならない。</u> <u>ただし、「証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第4条第1項各号に掲げる者又はこれに相当する外国の法人その他の団体のみを対象として行う広告等はこの限りではない。</u> 2 <u>会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命して</u>	(協会員の内部審査等) 第5条 <u>協会員は、「広告に関する担当責任者」(以下「広告責任者」という。)を定め、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。広告責任者を変更した場合も同様とする。</u> 2 <u>協会員は、広告等を行うときは、当該広告等に第3条又は前条の規定に違反する事実がないかどうかを広告責任者に審査させなければならない。ただし、次項に規定する支店等の内部管理責任者が広告等の審査を行う場合は、この限りではない。</u> 3 <u>協会員は、支店等の営業単位又は従業員限りで行う広告等については、「協会員の</u>

新	旧
<u>はならない。</u> 1 <u>内部管理統括責任者</u> 2 <u>証券外務員等資格試験規則（以下「試験規則」という。）による会員営業責任者資格試験の合格者</u> 3 <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> 4 <u>その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者</u> 3 <u>特別会員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、広告審査担当者に任命してはならない。</u> 1 <u>内部管理統括責任者</u> 2 <u>試験規則による特別会員営業責任者資格試験の合格者</u> 3 <u>試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> 4 <u>試験規則による会員営業責任者資格試験の合格者</u> 5 <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者</u> 6 <u>その知識等からみて本協会が広告等及び景品類の提供の審査を行わせることが適当であると認めた者</u> 4 <u>協会員は、広告等のうち次に掲げる表示については、第1項に規定する審査を省略することができる。</u> 1 <u>営業所、営業時間又は取扱商品等の営業案内の表示</u> 2 <u>いわゆるマクロ経済レポート、業界レポート等の経済全般又は業種全般の実績、評価又は将来動向の表示</u> 3 <u>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国証券市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引の価格、価値又は気配の表示</u>	<u>内部管理責任者等に関する規則」第11条に規定する当該営業単位の内部管理責任者が当該広告等の表示及び方法について審査を行ったうえでなければ、これを行わせてはならない。</u> 4 <u>前項の規定に基づき、当該営業単位の内部管理責任者が広告等の表示及び方法について審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、速やかにその内容を第1項に規定する広告責任者に報告し、その指示を受けるものとする。</u> 5 <u>広告責任者は、第2項に規定する広告等の審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、必要に応じ、その内容を内部管理統括責任者に報告するものとする。</u>

新	旧
<u>4 有価証券市場又は外国有価証券市場の相場状況の表示（事実の表示に限る。）</u> <u>5 特定銘柄及び特定商品の説明の表示のないもの</u> （削 る） （社内管理体制の整備） <u>第 6 条 協会員は、広告等及び景品類の提供の適正化を図るため、広告等及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内規則を制定し、これを役員に遵守させるものとする。</u> （違反に対する調査） 第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った広告等又は景品類の提供が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に資料の提出を求め、事情を聴取することができる。 <u>2 協会員は、前項に規定する資料提出の請求又は事情の聴取に応じなければならない。</u>	（広告等の照会等） <u>第 6 条 協会員は、前条第 1 項に規定する広告責任者が広告等の内部審査を行うに当たって、疑義が生じた場合等には、本協会に対して、所定の様式により、広告等の内容について照会することができるものとする。</u> <u>2 本協会は、協会員から前項の規定により照会があったときは、当該広告等について第 3 条又は第 4 条の規定に違反する事実がないかどうか等を調査、検討のうえ、遅滞なく、当該協会員に回答するものとする。</u> （新 設） （違反に対する調査） 第 7 条 本協会は、協会員及びその従業員が行った広告等が第 3 条又は第 4 条の規定に違反し又は違反するおそれがあると認めるときは、当該協会員に当該広告等又は資料の提出を求め、事情を聴取することができる。 （新 設）

新	旧
(<u>広告等</u>に関する指針) 第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告等</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告等に関する指針</u>」で定める。 (アナリスト・レポートの取扱い) 第 9 条 本規則の規定に関わらず、アナリスト・レポート (<u>「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)において定義するアナリスト・レポートをいう。</u>)に係る<u>取扱い</u>については、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。 付 則 この改正は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。	(<u>広告</u>に関する指針) 第 8 条 本規則に定める事項のほか、協会員が行う<u>広告</u>に関し必要な事項は、本協会が別に定める「<u>広告に関する指針</u>」で定める。 (アナリスト・レポートの取扱い) 第 9 条 <u>第5条及び第6条</u>の規定に関わらず、アナリスト・レポートに係る<u>内部審査等</u>については、「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議)に定めるところによるものとする。

「証券従業員に関する規則」（公正慣習規則第8号）の一部改正について

平成16年2月18日

（下線部分変更）

新	旧
（禁 止 行 為） 第 9 条 （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （現行どおり） 19 20 <u>広告審査担当者</u>（「<u>広告等及び景品類の提供に関する規則</u>」第5条に規定する「<u>広告審査担当者</u>」をいう。）の審査を受けずに、従業員限りで<u>広告等</u>又は景品類の提供を行うこと。 付 則 この改正は、平成16年5月1日から施行する。	（禁 止 行 為） 第 9 条 （省 略） 2 （省 略） 3 協会員は、その従業員が証取法及び関係法令において証券会社の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 （省 略） 19 20 <u>所属営業単位</u>（「<u>協会の内部管理責任者等に関する規則</u>」に関する細則第4条に規定する「<u>営業単位</u>」をいう。）の<u>内部管理責任者の</u>審査を受けずに、従業員限りで<u>広告</u>又は景品類の提供を行うこと。